

青少年のインターネット利用に関する現状と取組

1 インターネットの利用の現状（国）

1. スマートフォン・携帯電話の所有率(%)

	小	中	高
H26	46.1	60.4	95.2
H27	50.2	60.9	96.7

- ・全ての校種で携帯電話・スマートフォンの所持率が上昇している。
- ・高校生では、ほとんどの生徒が所持している。

2. 青少年の機器別インターネット利用率(%)

	①スマートフォン	②携帯ゲーム機	③ノートPC	いずれかの機器
H27	46.7	22.6	20.3	79.7

- ・青少年の79.7%が、いずれかの機器を用いて、インターネットを利用している。
- ・最も利用している機器はスマートフォンで、次いでゲーム機の利用が多い。
- ・上記1の調査項目や、他の調査と関連させて見た場合、年齢が上がるほどスマートフォンでの利用が増加し、年齢が下がるとゲーム機の利用が増加している傾向がある。

3. インターネットの利用内容(%)

	ゲーム	動画視聴	コミュニケーション
H27	70.3	71.3	65.1

- ・インターネット利用の内容は、コミュニケーション(SNS等)や娯楽(ゲーム、動画視聴)が大半を占めている。

調査名：青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)平成28年3月
調査対象と人数：満10歳～満17歳までの青少年(5000人)とその同居の保護者(5000人)

4. インターネットの利用時間(2時間以上の割合)(%)

	小	中	高
H26	24.1	47.4	67.3
H27	27.2	46.1	70.3

- ・校種が上がるごとに、インターネットの利用時間は増加し、長時間化している。青少年全体で見れば、50.5%が2時間以上利用している。

5. 家庭のルールに対する意識(%) (ルールを決めているの回答)

	H27	小	中	高
親		88.7	85.5	71.4
子		73.7	65.1	48.3
差		15.0	20.4	23.1

- ・インターネットの利用に関して、「家族内でルールを決めている。」との回答に、親子間でのギャップが見られる。校種が上がるにつれてそのギャップは大きくなっている。

6. フィルタリング等利用率(フィルタリングや機種・設定により閲覧制限しているもの)(%)

	H27	小	中	高
スマートフォン		27.1	48.8	47.4
携帯電話		73.7	57.6	39.1

- ・スマートフォンは、フィルタリングの利用率が50%以下である。
- ・携帯電話が高い理由は、インターネットが使えない機種も含まれるため。
- ・小学生の保護者は、スマートフォンのフィルタリング設定は低い、他の調査項目で、「大人の目の届く範囲で使用させる」との回答が70.1%と高い。

2 他県の取組例

◆全県的な携帯電話・スマートフォンの利用制限

- 全県で小中学生を対象としたスマホ利用制限(岡山県)H26.11
 - ・①午後9時以降は保護者が預かる、②ゲームも午後9時まで、③付き合い方を考える場作り
- 小中学生のスマホ等利用の共通ルール「さぬきっ子の約束」(香川県)H27.2
 - ・①夜9時までには使用をやめる、②保護者と決めたルールを守る、③自分も他人も傷つけない使い方

◆ネット問題に関する学習会で講師を務めることができる保護者の養成

- 子どもセーフネットインストラクター養成講座(群馬県)
 - ・講座を修了した受講者は、「群馬県子どもセーフネットインストラクター」となり、ネット問題解決を図る基本的知識・技能を修得したリーダーとして活躍
- 安心ネットインストラクター養成講座(愛知県)
 - ・養成講座を修了したインストラクターは、学校等からの依頼を受け、PTA研修会や地区の集会等で講習会を行う。

◆ネット問題に関するサミットやフォーラムの実施

- いじめ防止サミット in 北九州(福岡県北九州市)
 - ・テーマ：「いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルールについて」
- INAGAWAスマホサミット2015(兵庫県猪名川市)
 - ・高校生自らが原稿を作成した「スマホの教科書」による模擬授業
 - ・新スマホサミット宣言 1. スマホをやめてどんどん外へ 2. 困ったら大人に相談 他

◆条例によるフィルタリングの保護者への義務化

- 27都道府県で保護者に対しフィルタリングを設定しない場合の書面(理由記載)提出義務等を条例化
 - ・北海道、埼玉、岐阜、愛知、和歌山、鳥取 等

◆条例改正を含む総合的な取組(別紙 兵庫県の取組 資料3-2)

3 高知県の取組 「ネット問題」に対する県民運動の推進

①児童生徒の主体的な取組

- ◆「ネット問題」を子どもと大人で考える
県民フォーラムの開催(H27)
- ・ネットと正しくつき合うためのアピール宣言

◆児童会・生徒会交流集会の開催(H28～) (県内5ブロックで実施)

- ・実行委員会、準備委員会(年間5回)
- ・インターネット利用に関するルールづくり

②情報モラルの定着化に向けた取組

- ・各教科等と関連した情報モラル教育の実施
- ・情報モラル教育実践事例集の活用

③家庭・地域ぐるみの取組

- ・保護者等を対象とした各種研修等

④トラブルへの対応

- ・ネットパトロール、サイバーパトロール
- ・ネット問題に関する相談対応